

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第197号～議案第229号)

令和7年第4回(12月)川口市議会定例会

令和7年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第197号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第198号参考資料	川口駅東口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第199号参考資料	川口駅西口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6
議案第200号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8
議案第201号参考資料	川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	15
議案第202号参考資料	川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	16
議案第203号参考資料	川口市立芝市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	17
議案第204号参考資料	川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	19
議案第206号参考資料	川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	21
議案第207号参考資料	川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	22
議案第208号参考資料	川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	23
議案第210号参考資料	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	29

議案第211号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	32
議案第212号参考資料	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	39
議案第213号参考資料	川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表	42
議案第214号参考資料	川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表	43
議案第215号参考資料	川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	44
議案第216号参考資料	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	45
議案第217号参考資料	川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	46
議案第218号参考資料	川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	48
議案第219号参考資料	川口市立南平文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	49
議案第220号参考資料	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	51
議案第221号参考資料	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	52
議案第222号参考資料	川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	53
議案第223号参考資料	川口市立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	55
議案第224号参考資料	川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	56
議案第225号参考資料	川口市産業労働施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表	57

議案第 2 2 6 号参考資料	川口緑化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 8
議案第 2 2 8 号参考資料	川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 9
議案第 2 2 9 号参考資料	川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6 0

議案第197号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）
（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
機関	事 務	機関	事 務
(略)		(略)	
<u>4</u> 市長	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの</u>		
<u>5</u> 市長	(略)	<u>4</u> 市長	(略)
<u>6</u> 市長		<u>5</u> 市長	
<u>7</u> 市長		<u>6</u> 市長	
<u>8</u> 市長		<u>7</u> 市長	
<u>9</u> 教育委員会		<u>8</u> 教育委員会	
<u>10</u> 教育委員会		<u>9</u> 教育委員会	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	

長		
<u>21</u> 市 長		
<u>22</u> 市 長		
<u>23</u> 市 長		
<u>24</u> 市 長		
<u>25</u> 市 長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、 <u>子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
<u>26</u> 市 長	(略)	
<u>27</u> 市 長		
<u>28</u> 市 長		
<u>29</u> 市 長		

長		
<u>20</u> 市 長		
<u>21</u> 市 長		
<u>22</u> 市 長		
<u>23</u> 市 長		
<u>24</u> 市 長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利用給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
<u>25</u> 市 長	(略)	
<u>26</u> 市 長		
<u>27</u> 市 長		
<u>28</u> 市 長		

$\frac{30}{長}$ 市
$\frac{31}{長}$ 市
$\frac{32}{長}$ 市
$\frac{33}{長}$ 市
$\frac{34}{長}$ 市
$\frac{35}{長}$ 市
$\frac{36}{長}$ 市
$\frac{37}{育委員$ 教 会
$\frac{38}{育委員$ 教 会
$\frac{39}{育委員$ 教 会

備考 (略)

$\frac{29}{長}$ 市
$\frac{30}{長}$ 市
$\frac{31}{長}$ 市
$\frac{32}{長}$ 市
$\frac{33}{長}$ 市
$\frac{34}{長}$ 市
$\frac{35}{長}$ 市
$\frac{36}{育委員$ 教 会
$\frac{37}{育委員$ 教 会
$\frac{38}{育委員$ 教 会

備考 (略)

議案第198号参考資料

川口駅東口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口駅東口地下公共駐車場条例（平成17年条例第66号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（使用料）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金（以下「使用料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）供用時間内 駐車時間<u>10分</u>までごとに100円。ただし、平日（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。）にあつては<u>2,200円</u>を、土曜日、日曜日及び休日にあつては<u>3,000円</u>を上限とする。</p> <p>（2）供用時間外 <u>1,200円</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日定期駐車券</td> <td>1月につき1台 <u>25,100円</u></td> </tr> <tr> <td>平日定期駐車券</td> <td>1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>16,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	全日定期駐車券	1月につき1台 <u>25,100円</u>	平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>16,900円</u>	<p>（使用料）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金（以下「使用料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）供用時間内 駐車時間<u>15分</u>までごとに100円。ただし、平日（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。）にあつては<u>1,500円</u>を、土曜日、日曜日及び休日にあつては<u>2,000円</u>を上限とする。</p> <p>（2）供用時間外 <u>1,000円</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日定期駐車券</td> <td>1月につき1台 <u>20,900円</u></td> </tr> <tr> <td>平日定期駐車券</td> <td>1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>14,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	全日定期駐車券	1月につき1台 <u>20,900円</u>	平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>14,100円</u>
種 類	金 額												
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>25,100円</u>												
平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>16,900円</u>												
種 類	金 額												
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>20,900円</u>												
平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>14,100円</u>												

議案第199号参考資料

川口駅西口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口駅西口地下公共駐車場条例（平成3年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（使用料）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金（以下「使用料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間内 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 省令別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下同じ。）以外のもの（以下「四輪自動車等」という。） 駐車時間<u>10分</u>までごとに100円。ただし、平日（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。）にあつては<u>2,200円</u>を、土曜日、日曜日及び休日にあつては<u>3,000円</u>を上限とする。</p> <p>イ 二輪自動車 1日1回ごとに<u>700円</u></p> <p>(2) 供用時間外 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 四輪自動車等 <u>1,200円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 四輪自動車等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日定期駐車券</td> <td>1月につき1台 <u>25,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	全日定期駐車券	1月につき1台 <u>25,100円</u>	<p>（使用料）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金（以下「使用料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間内 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 省令別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下同じ。）以外のもの（以下「四輪自動車等」という。） 駐車時間<u>15分</u>までごとに100円。ただし、平日（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。）にあつては<u>1,500円</u>を、土曜日、日曜日及び休日にあつては<u>2,000円</u>を上限とする。</p> <p>イ 二輪自動車 1日1回ごとに<u>500円</u></p> <p>(2) 供用時間外 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 四輪自動車等 <u>1,000円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 四輪自動車等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日定期駐車券</td> <td>1月につき1台 <u>20,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	全日定期駐車券	1月につき1台 <u>20,900円</u>
種 類	金 額								
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>25,100円</u>								
種 類	金 額								
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>20,900円</u>								

平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>16,900円</u>
---------	--

2 二輪自動車

種 類	金 額
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>12,500円</u>

平日定期駐車券	1月（土曜日、日曜日及び休日を除く。）につき1台 <u>14,100円</u>
---------	--

2 二輪自動車

種 類	金 額
全日定期駐車券	1月につき1台 <u>10,470円</u>

得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により埼玉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労

得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、埼玉県知事又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う同項に規定する特定公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるものに限る。）の信託財産とするために支出したもの

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労

学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ・(2) （略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) （略）

2～6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ・(2) （略）

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) （略）

2～6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第5条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第

3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第11条の2（略）

2～14（略）

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第41項第1号に掲げる施設について同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18・19（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第11条の2（略）

2～14（略）

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第40項第1号に掲げる施設について同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18・19（略）

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第17条の2の2 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第

3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第33項、第37項若しくは第41項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第24項、第34項、第38項若しくは第42項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条

の3まで若しくは第63条」とする。

の3まで若しくは第63条」とする。

議案第201号参考資料

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																												
<p>（委任） 第21条 この条例の<u>施行</u> _____ に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">利用料金（1日当たり）</th> </tr> <tr> <th>市民等</th> <th>市民等以外の者又は団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室A</td> <td style="text-align: center;"><u>11,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17,700円</u></td> </tr> <tr> <td>展示室B</td> <td style="text-align: center;"><u>11,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17,700円</u></td> </tr> <tr> <td>スタジオ</td> <td style="text-align: center;"><u>23,600円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	施設区分	利用料金（1日当たり）		市民等	市民等以外の者又は団体	展示室A	<u>11,800円</u>	<u>17,700円</u>	展示室B	<u>11,800円</u>	<u>17,700円</u>	スタジオ	<u>23,600円</u>	<u>35,500円</u>	<p>（委任） 第21条 この条例に定めるもののほか、<u>ギャラリーの管理</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">利用料金（1日当たり）</th> </tr> <tr> <th>市民等</th> <th>市民等以外の者又は団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室A</td> <td style="text-align: center;"><u>10,470円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,700円</u></td> </tr> <tr> <td>展示室B</td> <td style="text-align: center;"><u>10,470円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,700円</u></td> </tr> <tr> <td>スタジオ</td> <td style="text-align: center;"><u>20,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>31,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	施設区分	利用料金（1日当たり）		市民等	市民等以外の者又は団体	展示室A	<u>10,470円</u>	<u>15,700円</u>	展示室B	<u>10,470円</u>	<u>15,700円</u>	スタジオ	<u>20,900円</u>	<u>31,400円</u>
施設区分		利用料金（1日当たり）																											
	市民等	市民等以外の者又は団体																											
展示室A	<u>11,800円</u>	<u>17,700円</u>																											
展示室B	<u>11,800円</u>	<u>17,700円</u>																											
スタジオ	<u>23,600円</u>	<u>35,500円</u>																											
施設区分	利用料金（1日当たり）																												
	市民等	市民等以外の者又は団体																											
展示室A	<u>10,470円</u>	<u>15,700円</u>																											
展示室B	<u>10,470円</u>	<u>15,700円</u>																											
スタジオ	<u>20,900円</u>	<u>31,400円</u>																											

議案第202号参考資料

川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口総合文化センター設置及び管理条例（平成元年条例第48号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（利用の期間）</p> <p>第8条 メインホール等及び<u>駐車場</u>を引き続き利用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>別表（第17条関係）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 駐車場の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間内</td> <td>駐車時間30分までごとに<u>300円</u>。ただし、平日にあつては<u>2,200円</u>を、<u>土曜日、日曜日及び休日</u>にあつては<u>3,000円</u>を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>利用時間外</td> <td><u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 指定管理者は、センターの利用の増進その他第1条に規定する目的を達成するために特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場のうち特定の場所を特定のものに利用させることができる。この場合における利用料金の額は、1月当たり<u>27,700円</u>を超えない範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。</p>	利用区分	金 額	利用時間内	駐車時間30分までごとに <u>300円</u> 。ただし、平日にあつては <u>2,200円</u> を、 <u>土曜日、日曜日及び休日</u> にあつては <u>3,000円</u> を上限とする。	利用時間外	<u>1,200円</u>	（略）		<p>（利用の期間）</p> <p>第8条 メインホール等_____を引き続き利用することができる期間は、規則で定める。</p> <p>別表（第17条関係）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 駐車場の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間内</td> <td>駐車時間30分までごとに<u>200円</u>。ただし、平日にあつては<u>1,500円</u>を、<u>土曜日、日曜日及び休日</u>にあつては<u>2,000円</u>を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>利用時間外</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 指定管理者は、センターの利用の増進その他第1条に規定する目的を達成するために特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場のうち特定の場所を特定のものに利用させることができる。この場合における利用料金の額は、1月当たり<u>23,100円</u>を超えない範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。</p>	利用区分	金 額	利用時間内	駐車時間30分までごとに <u>200円</u> 。ただし、平日にあつては <u>1,500円</u> を、 <u>土曜日、日曜日及び休日</u> にあつては <u>2,000円</u> を上限とする。	利用時間外	<u>1,000円</u>	（略）	
利用区分	金 額																
利用時間内	駐車時間30分までごとに <u>300円</u> 。ただし、平日にあつては <u>2,200円</u> を、 <u>土曜日、日曜日及び休日</u> にあつては <u>3,000円</u> を上限とする。																
利用時間外	<u>1,200円</u>																
（略）																	
利用区分	金 額																
利用時間内	駐車時間30分までごとに <u>200円</u> 。ただし、平日にあつては <u>1,500円</u> を、 <u>土曜日、日曜日及び休日</u> にあつては <u>2,000円</u> を上限とする。																
利用時間外	<u>1,000円</u>																
（略）																	

議案第203号参考資料

川口市立芝市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立芝市民ホール設置及び管理条例（平成元年条例第54号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行											
別表（第12条関係） 1 ホールの使用料						別表（第12条関係） 1 ホールの使用料											
利用区分		時間区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～4 時30分	夜 間 5時30分 ～9時	全 日 午前9時 ～午後9 時	利用区分		時間区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～4 時30分	夜 間 5時30分 ～9時	全 日 午前9時 ～午後9 時		
		入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	円 6,930	円 13,800	円 17,300	円 34,600			入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	円 4,620	円 9,240	円 11,500	円 23,100		
				土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	9,070	17,900	22,600	45,000					土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	6,050	11,900	15,000	30,000
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	入場料等の最高額が500円以下のとき		8,250	16,600	20,700	41,500	平	入場料等の最高額が500円以下のとき		5,500	11,100	13,800	27,700			
		入場料等の最高額が1,000円以下のとき		10,390	20,700	26,000	51,900		入場料等の最高額が1,000円以下のとき		6,930	13,800	17,300	34,600			
	日	入場料等の最高額が1,000円を超えるとき		13,800	27,700	34,600	69,300	日	入場料等の最高額が1,000円を超えるとき		9,240	18,400	23,100	46,200			
		入場料等の最高額が500円以下のとき		10,890	21,600	27,000	54,100		入場料等の最高額が500円以下のとき		7,260	14,400	18,000	36,000			
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	入場料等の最高額が1,000円以下のとき		13,500	27,000	33,800	67,600	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	入場料等の最高額が1,000円以下のとき		9,020	18,000	22,500	45,100			
		入場料等の最高額が1,000円を超えるとき		17,900	35,900	45,000	90,000		入場料等の最高額が1,000円を超えるとき		11,900	23,900	30,000	60,000			
2 会議室等の使用料						2 会議室等の使用料											

時間区分 利用区分	午 前 9時～正 午	午 後 1時～4 時30分	夜 間 5時30分 ～9時	全 日 午前9時 ～午後9 時
大 会 議 室	円 1,650	円 3,300	円 4,950	円 9,000
中 会 議 室	820	1,650	2,470	4,500
小 会 議 室	660	1,320	1,980	3,610
控室（1号、2号）各室とも	330	330	330	900
控室（3号、4号）各室とも	160	160	160	460
(略)				

備考 (略)

時間区分 利用区分	午 前 9時～正 午	午 後 1時～4 時30分	夜 間 5時30分 ～9時	全 日 午前9時 ～午後9 時
大 会 議 室	円 1,100	円 2,200	円 3,300	円 6,000
中 会 議 室	550	1,100	1,650	3,000
小 会 議 室	440	880	1,320	2,400
控室（1号、2号）各室とも	220	220	220	600
控室（3号、4号）各室とも	110	110	110	300
(略)				

備考 (略)

議案第204号参考資料

川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例（平成23年条例第61号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
別表（第12条関係） 1 多目的ホールの使用料							別表（第12条関係） 1 多目的ホールの使用料						
時間区分 利用区分			午 前	午 後	夜 間	全 日	時間区分 利用区分			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～正午	1時～4時30分	5時30分～9時30分	午前9時～午後9時30分				9時～正午	1時～4時30分	5時30分～9時30分	午前9時～午後9時30分
平日	営利を目的としない場合	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	<u>円</u> 2,510	<u>円</u> 5,020	<u>円</u> 6,280	<u>円</u> 12,500	平日	営利を目的としない場合	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	<u>円</u> 1,670	<u>円</u> 3,350	<u>円</u> 4,190	<u>円</u> 8,380
		入場料等を徴収するとき	<u>3,260</u>	<u>6,530</u>	<u>8,170</u>	<u>16,300</u>			入場料等を徴収するとき。	<u>2,170</u>	<u>4,350</u>	<u>5,440</u>	<u>10,890</u>
		入場料等の最高額が1,000円以下のとき	<u>3,770</u>	<u>7,540</u>	<u>9,420</u>	<u>18,800</u>			入場料等の最高額が1,000円以下のとき。	<u>2,510</u>	<u>5,020</u>	<u>6,280</u>	<u>12,500</u>
	入場料等の最高額が1,000円を超えるとき	<u>3,770</u>	<u>7,540</u>	<u>9,420</u>	<u>18,800</u>	入場料等の最高額が1,000円を超えるとき。		<u>2,510</u>	<u>5,020</u>	<u>6,280</u>	<u>12,500</u>		
営利を目的とする場合		<u>3,770</u>	<u>7,540</u>	<u>9,420</u>	<u>18,800</u>	営利を目的とする場合		<u>2,510</u>	<u>5,020</u>	<u>6,280</u>	<u>12,500</u>		
土曜日・	営利を目的と	入場料等を徴収しないとき	<u>3,260</u>	<u>6,530</u>	<u>8,170</u>	<u>16,300</u>	土曜日・	営利を目的と	入場料等を徴収しないとき。	<u>2,170</u>	<u>4,350</u>	<u>5,440</u>	<u>10,890</u>

日曜日・休日	しない場合	入場料等を徴収するとき	4,250	8,490	10,620	21,200
		入場料等の最高額が1,000円以下のとき				
		入場料等の最高額が1,000円を超えるとき	4,900	9,800	12,200	24,500
営利を目的とする場合			4,900	9,800	12,200	24,500

2 会議室の使用料

(略)

備考 (略)

日曜日・休日	しない場合	入場料等を徴収するとき	2,830	5,660	7,080	14,100
		入場料等の最高額が1,000円以下のとき				
		入場料等の最高額が1,000円を超えるとき	3,260	6,530	8,170	16,300
営利を目的とする場合			3,260	6,530	8,170	16,300

2 会議室の使用料

(略)

備考 (略)

議案第206号参考資料

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例（平成23年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行																																																		
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分 利用区分</th> <th>午 前 9時～正午</th> <th>午 後 1時～5時</th> <th>夜 間 5時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td><u>620</u> 円</td> <td><u>780</u> 円</td> <td><u>940</u> 円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td><u>310</u></td> <td><u>470</u></td> <td><u>620</u></td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td><u>310</u></td> <td><u>470</u></td> <td><u>620</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td><u>470</u></td> <td><u>620</u></td> <td><u>780</u></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td><u>470</u></td> <td><u>620</u></td> <td><u>780</u></td> </tr> </tbody> </table>	時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時	第1会議室	<u>620</u> 円	<u>780</u> 円	<u>940</u> 円	第2会議室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	第3会議室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	和室	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>780</u>	料理実習室	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>780</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分 利用区分</th> <th>午 前 9時～正午</th> <th>午 後 1時～5時</th> <th>夜 間 5時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td><u>410</u> 円</td> <td><u>520</u> 円</td> <td><u>620</u> 円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td><u>210</u></td> <td><u>310</u></td> <td><u>410</u></td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td><u>210</u></td> <td><u>310</u></td> <td><u>410</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td><u>310</u></td> <td><u>410</u></td> <td><u>520</u></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td><u>310</u></td> <td><u>410</u></td> <td><u>520</u></td> </tr> </tbody> </table>	時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時	第1会議室	<u>410</u> 円	<u>520</u> 円	<u>620</u> 円	第2会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	<u>410</u>	第3会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	<u>410</u>	和室	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>	料理実習室	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>		
時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時																																																			
第1会議室	<u>620</u> 円	<u>780</u> 円	<u>940</u> 円																																																			
第2会議室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>																																																			
第3会議室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>																																																			
和室	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>780</u>																																																			
料理実習室	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>780</u>																																																			
時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時																																																			
第1会議室	<u>410</u> 円	<u>520</u> 円	<u>620</u> 円																																																			
第2会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	<u>410</u>																																																			
第3会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	<u>410</u>																																																			
和室	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>																																																			
料理実習室	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>																																																			
備考（略）				備考（略）																																																		

議案第207号参考資料

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例（平成23年条例第64号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時	時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時
集会室	<u>470</u> 円	<u>620</u> 円	<u>780</u> 円	集会室	<u>310</u> 円	<u>410</u> 円	<u>520</u> 円
小集会室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	小集会室	<u>210</u>	<u>310</u>	<u>410</u>
備考（略）				備考（略）			

議案第208号参考資料

川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市自転車駐車場条例（昭和59年条例第10号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別表第1（第3条、第4条関係）					別表第1（第3条、第4条関係）				
名 称		位 置			名 称		位 置		
(略)					(略)				
西川口自転車駐車場		(略)			西川口自転車駐車場		(略)		
<u>並木自転車駐車場</u>		<u>川口市並木2丁目地内</u>			(略)		(略)		
(略)									
別表第2（第12条関係）					別表第2（第12条関係）				
項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）						
			市内居住者		市外居住者				
(略)					(略)				
<u>4</u>	<u>並木自転車駐車場</u>	<u>一時利用</u>	<u>1回</u>	<u>160円</u>	<u>1回</u>	<u>160円</u>			
<u>5</u>	(略)								
備考					備考				
1・2 (略)					1・2 (略)				
<u>3 並木自転車駐車場の一時利用のうち利用時間が1時間以内のものは、無料とする。</u>									
<u>4・5 (略)</u>					<u>3・4 (略)</u>				

○ 川口市自転車駐車場条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 一時利用 規則で定める駐車場の供用時間（供用時間を終日とする駐車場にあっては、午前0時から午後12時までの間）の範囲内で1回を単位とする駐車場の利用又は時間を単位とする駐車場の利用をいう。</p> <p>（利用の許可及び登録） 第6条 市長は、前条の規定による申請（次項において「申請」という。）があったときは、定期利用の許可（以下この条、次条及び第9条において「利用の許可」という。）の可否を決定するとともに、当該利用の許可を受けた者についてその旨の登録をするものとする。</p> <p><u>2 利用の許可の可否の決定は、当該利用の許可に係る申請のあった順序により行う。ただし、市長が必要と認めるときは、抽選の方法により行うことができる。</u></p> <p>（利用の許可及び登録の有効期間） 第7条 利用の許可及び前条第1項の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、1年を限度とする。</p> <p>（使用料） 第12条 第6条第1項の規定により定期利用の許可を受けた者及び第10条の規定により一時利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 一時利用 規則で定める駐車場の供用時間（供用時間を終日とする駐車場にあっては、午前0時から午後12時までの間）の範囲内で1回を単位とする駐車場の利用_____をいう。</p> <p>（利用の許可及び登録） 第6条 市長は、前条の規定による申請_____があったときは、定期利用の許可（以下この条、次条及び第9条において「利用の許可」という。）の可否を決定するとともに、当該利用の許可を受けた者についてその旨の登録をするものとする。<u>この場合において、申請した者の数が駐車場の駐車可能台数を超えるときは、抽選の方法により決定するものとする。</u></p> <p>（利用の許可及び登録の有効期間） 第7条 利用の許可及び前条_____の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、1年を限度とする。</p> <p>（使用料） 第12条 第6条_____の規定により定期利用の許可を受けた者及び第10条の規定により一時利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。</p>

(1)・(2) (略)
2・3 (略)

別表第1 (第3条、第4条関係)

名 称	位 置
(略)	
川口駅東口地下自転車駐車場	(略)
川口駅東口第1自転車駐車場	川口市栄町3丁目地内
川口駅東口第2自転車駐車場	川口市栄町3丁目地内
幸町自転車駐車場	(略)
川口駅西口自転車駐車場	川口市川口2丁目地内
(略)	

別表第2 (第12条関係)

項	利用する駐車場	利用区分	使用料 (1台につき)	
			市内居住者	市外居住者
(略)				
3	川口駅東口第1自転車駐車場 川口駅東口第2自転車駐車場	一時利用	最初の1時間まで無料、以後3時間までごとに110円	最初の1時間まで無料、以後3時間までごとに110円
4	(略)			
5	川口駅西口自転車駐車場	一時利用	最初の3時間まで無料、以後12時間までごとに150円	最初の3時間まで無料、以後12時間までごとに150円
6	(略)			
7	(略)			

(1)・(2) (略)
2・3 (略)

別表第1 (第3条、第4条関係)

名 称	位 置
(略)	
川口駅東口地下自転車駐車場	(略)
幸町自転車駐車場	(略)
(略)	

別表第2 (第12条関係)

項	利用する駐車場	利用区分	使用料 (1台につき)	
			市内居住者	市外居住者
(略)				
3	(略)			
4	(略)			
5	(略)			

備考 (略)

備考 (略)

○ 川口市自転車駐車場条例（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																										
<p><u>（利用の制限）</u> <u>第4条 原動機付自転車を利用する者については、別表第1に掲げる駐車場のうち次に掲げるものに限り利用することができる。</u> <u>(1) 栄町自転車駐車場</u> <u>(2) 東川口自転車駐車場</u> <u>(3) 鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場</u> <u>(4) 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場</u></p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">利用する駐車場</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">使用料（1台につき）</th> </tr> <tr> <th>市内居住者</th> <th>市外居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">栄町自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">定期利用</td> <td style="text-align: center;">月額 2,750円</td> <td style="text-align: center;">月額 4,120円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時利用</td> <td style="text-align: center;">1回 160円</td> <td style="text-align: center;">1回 160円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）		市内居住者	市外居住者	1	栄町自転車駐車場	定期利用	月額 2,750円	月額 4,120円	一時利用	1回 160円	1回 160円	<p><u>（利用の制限）</u> <u>第4条 原動機付自転車を利用する者については、別表第1に掲げる駐車場のうち規則で定める駐車場における規則で定める利用区分（定期利用又は一時利用の区分をいう。）に限り利用できる。</u></p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西川口自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">川口市西川口1丁目地内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">利用する駐車場</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">使用料（1台につき）</th> </tr> <tr> <th>市内居住者</th> <th>市外居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">栄町自転車駐車場 西川口自転車駐車場 戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">定期利用</td> <td style="text-align: center;">月額 2,200円</td> <td style="text-align: center;">月額 3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時利用</td> <td style="text-align: center;">1回 110円</td> <td style="text-align: center;">1回 110円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		西川口自転車駐車場	川口市西川口1丁目地内	(略)		項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）		市内居住者	市外居住者	1	栄町自転車駐車場 西川口自転車駐車場 戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円	一時利用	1回 110円	1回 110円
名 称	位 置																																										
(略)																																											
項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）																																								
			市内居住者	市外居住者																																							
1	栄町自転車駐車場	定期利用	月額 2,750円	月額 4,120円																																							
		一時利用	1回 160円	1回 160円																																							
名 称	位 置																																										
(略)																																											
西川口自転車駐車場	川口市西川口1丁目地内																																										
(略)																																											
項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）																																								
			市内居住者	市外居住者																																							
1	栄町自転車駐車場 西川口自転車駐車場 戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円																																							
		一時利用	1回 110円	1回 110円																																							

2	川口駅東口地下自転車駐車場 川口自転車駐車場	定期利用	月額 3,300円	月額 4,950円
		一時利用	1回 210円	1回 210円
(略)				
7	戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場 東川口地下自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第1自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円
		一時利用	1回 110円	1回 110円

備考 (略)

別表第3 (第12条関係)

(略)

備考 (略)

	東川口地下自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第1自転車駐車場			
2	川口駅東口地下自転車駐車場 川口自転車駐車場	定期利用	月額 2,750円	月額 4,120円
		一時利用	1回 160円	1回 160円
(略)				
7	鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 1,680円	月額 2,510円
		一時利用	1回 110円	1回 110円

備考 (略)

別表第3 (第12条関係)

(略)

備考 (略)

議案第210号参考資料

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる <u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="129 1134 1039 1350"> <tr> <td data-bbox="129 1134 528 1270">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="530 1134 1039 1270">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1272 528 1350">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="530 1272 1039 1350">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> <u>_____</u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

3・4 (略)

3・4 (略)

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行						
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（入所した者及び職員の健康診断）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に<u>掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="129 1054 1066 1214"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="129 1054 1066 1107">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1109 555 1214"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="557 1109 1066 1214"><u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table> <p>3・4 （略）</p>	（略）		<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>_____<u>に掲げる行為</u>その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（入所した者及び職員の健康診断）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に<u>掲げる健康診断が</u> _____ _____行われた場合であって、<u>当該健康診断</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1054 2110 1107"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1173 1054 2110 1107">（略）</td> </tr> </table> <p>3・4 （略）</p>	（略）	
（略）							
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>						
（略）							

議案第211号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(30) (略)</p> <p>(31) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(32) (略)</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(30) (略)</p> <p>(31) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(32) (略)</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <hr/> <hr/> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

○ 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設備運営基準の目的）</p> <p>第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（<u>法第14条第7項</u>に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p><u>第4条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>（学校教育法施行規則の準用）</p> <p>第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第7項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条、<u>第12条</u>、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える</p>	<p>（設備運営基準の目的）</p> <p>第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（<u>法第14条第6項</u>に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（学校教育法施行規則の準用）</p> <p>第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第6項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第14条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項、第6条、第8条、第10条<u>から第12条まで</u>、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替える</p>

ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		

2 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員として兼ねさせる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備として兼ねさせる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所、調乳室又は沐浴室」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の

ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
(略)		

2 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員として兼ねさせる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備として兼ねさせる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所、調乳室又は沐浴室」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の

職員として兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって」と読み替えるものとする。

職員として兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって」と読み替えるものとする。

○ 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																	
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第19条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項及び第5項、第6条（第2項ただし書を除く。）、第10条、第11条、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第15条第1項及び第4項、第18条、第19条第1項及び第2項、第33条第7号並びに第38条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第11条</td> <td style="text-align: center;">入所中の児童</td> <td style="text-align: center;">園児</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第33条の10第1項各号</td> <td style="text-align: center;">第33条の10第1項各号 （幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">当該児童</td> <td style="text-align: center;">当該園児</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（略）			第11条	入所中の児童	園児		第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号 （幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）		当該児童	当該園児	（略）			<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第19条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項、第4項及び第5項、第6条（第2項ただし書を除く。）、第10条、第11条、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第15条第1項及び第4項、第18条、第19条第1項及び第2項、第33条第7号並びに第38条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第11条</td> <td style="text-align: center;">入所中の児童</td> <td style="text-align: center;">園児</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">当該児童</td> <td style="text-align: center;">当該園児</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	（略）			第11条	入所中の児童	園児		当該児童	当該園児	（略）		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
（略）																																		
第11条	入所中の児童	園児																																
	第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号 （幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）																																
	当該児童	当該園児																																
（略）																																		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
（略）																																		
第11条	入所中の児童	園児																																
	当該児童	当該園児																																
（略）																																		

○ 川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第46号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（虐待等の禁止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

議案第212号参考資料

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行					
<p>（健康管理） 第33条（略） 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="129 890 1066 1053"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="129 890 1066 944">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 944 555 1053">乳児又は幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="555 944 1066 1053">通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 （略）</p> <p>（従業者の員数） 第59条 児童発達支援に係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	（略）		乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>（健康管理） 第33条（略） 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が</p> <hr/> <p>行われた場合であって、当該健康診断 がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1173 890 2110 944"> <tr> <td data-bbox="1173 890 2110 944">（略）</td> </tr> </table> <p>3 （略）</p> <p>（従業者の員数） 第59条 児童発達支援に係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	（略）
（略）						
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断					
（略）						

(1) 児童指導員又は保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この号において同じ。）

基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上
ア・イ （略）

(2) （略）

2・3 （略）

（従業者の員数）

第85条 放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイ

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援

_____の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上
ア・イ （略）

(2) （略）

2・3 （略）

（従業者の員数）

第85条 放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービス

_____の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイ

サービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

サービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

議案第213号参考資料

川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市障害者福祉手当支給条例（昭和45年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給資格等）</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、障害者のうち次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 障害者となった年齢が65歳未満であること。</u></p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（手当の額及び支給期間）</p> <p>第5条 手当の額は、別表のとおりとする。<u>ただし、手当の支給を受ける者が65歳以上の者である場合にあつては、市長が別に定める場合を除き、当該者が65歳に達する日の前日において該当していた同表に掲げる受給対象者の区分に応じて同表に定める額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（受給資格等）</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、障害者のうち次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（手当の額及び支給期間）</p> <p>第5条 手当の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第214号参考資料

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。）の受託事業者、地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）<u>第17条の2第1項</u>に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）又はスポーツ教室（子どもの参加があるものに限る。）、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。</p> <p>(6)・(7)（略）</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。）の受託事業者、地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）<u>第21条</u>に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）又はスポーツ教室（子どもの参加があるものに限る。）、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。</p> <p>(6)・(7)（略）</p>

議案第215号参考資料

川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立高等学校の授業料等に関する条例（平成22年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行					
別表第1（第2条—第4条関係）				別表第1（第2条—第4条関係）					
課程	授業料		入学選考手数料	入学料	課程	授業料		入学選考手数料	入学料
	市内通学者	市外通学者				市内通学者	市外通学者		
全日制	(略)			<u>73,000円</u>	全日制	(略)			<u>5,650円</u>
(略)				(略)					

議案第216号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（川口市公民館設置及び管理条例等の廃止）</u> 2 （略） <u>（供用の休止）</u> 3 <u>川口市立朝日公民館、川口市立根岸公民館及び川口市立神根西公民館は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、供用を休止する。</u></p> <p>別表第2（第11条関係） <u>（略）</u> 備考 （略）</p>	<p>附 則 1 （略） 2 （略）</p> <p>別表第2（第11条関係） <u>（略）</u> 備考 （略）</p>

議案第217号参考資料

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（平成16年条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）						
施設区分	使用料						施設区分	使用料					
	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
小会議室	円 <u>160</u>	円 <u>160</u>	円 <u>330</u>	円 <u>330</u>	円 <u>490</u>	円 <u>490</u>	小会議室	円 <u>110</u>	円 <u>110</u>	円 <u>220</u>	円 <u>220</u>	円 <u>330</u>	円 <u>330</u>
日本間1号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	日本間1号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
日本間2号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	日本間2号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
日本間3号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	日本間3号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
日本間4号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	日本間4号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
講座室1号	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>990</u>	講座室1号	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
講座室2号	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>820</u>	<u>820</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	講座室2号	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>820</u>	<u>820</u>
講座室3号	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	講座室3号	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
講座室4号	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	講座室4号	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
講座室5号	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	講座室5号	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
特別会議室	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	特別会議室	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
料理実習室	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>990</u>	料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
視聴覚室	<u>570</u>	<u>570</u>	<u>1,150</u>	<u>1,150</u>	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>	視聴覚室	<u>380</u>	<u>380</u>	<u>770</u>	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>

ホール1	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>1,980</u>	<u>1,980</u>
ホール2	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>	<u>1,980</u>	<u>1,980</u>

ホール1	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>
ホール2	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>

議案第218号参考資料

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成30年条例第81号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
別表（第12条関係）							別表（第12条関係）						
施設区分	使用料						施設区分	使用料					
	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
ホール	円 <u>490</u>	円 <u>490</u>	円 <u>990</u>	円 <u>990</u>	円 <u>1,480</u>	円 <u>1,480</u>	ホール	円 <u>330</u>	円 <u>330</u>	円 <u>660</u>	円 <u>660</u>	円 <u>990</u>	円 <u>990</u>
日本間1号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	日本間1号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
日本間2号	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	日本間2号	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
講座室1号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	講座室1号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
講座室2号	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	講座室2号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
講座室3号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	講座室3号	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>330</u>	<u>330</u>
料理実習室	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>990</u>	料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
ミーティング室	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	ミーティング室	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
音楽室	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>990</u>	音楽室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>

議案第219号参考資料

川口市立南平文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立南平文化会館設置及び管理条例（昭和54年条例第31号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行									
別表（第13条関係） 1 ホールの使用料						別表（第13条関係） 1 ホールの使用料									
利用区分		時間区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～9 時30分	全 日 午前9時 ～午後9 時30分	利用区分		時間区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～9 時30分	全 日 午前9時 ～午後9 時30分
		入場料等を徴収しない場合	平日	円 10,720	円 21,400	円 26,800	円 53,100			入場料等を徴収しない場合	平日	円 7,150	円 14,300	円 17,900	円 35,700
		土曜・日曜・休日		円 14,000	円 27,800	円 34,900	円 69,200			土曜・日曜・休日		円 9,350	円 18,500	円 23,300	円 46,500
入場料等を徴収する場合	平日	入場料等が500円以下のとき		円 12,800	円 25,700	円 32,100	円 63,700	入場料等を徴収する場合	平日	入場料等が500円以下のとき		円 8,580	円 17,100	円 21,400	円 42,900
		入場料等が1,000円以下のとき		円 16,100	円 32,100	円 40,400	円 79,800			入場料等が1,000円以下のとき		円 10,780	円 21,400	円 26,900	円 53,600
		入場料等が1,000円を超えるとき		円 21,400	円 42,900	円 53,600	円 106,100			入場料等が1,000円を超えるとき		円 14,300	円 28,600	円 35,700	円 71,500
土曜・日曜・休日	土曜・日曜・休日	入場料等が500円以下のとき		円 16,800	円 33,400	円 41,900	円 83,000	土曜・日曜・休日	土曜・日曜・休日	入場料等が500円以下のとき		円 11,200	円 22,300	円 27,900	円 55,700
		入場料等が1,000円以下のとき		円 21,100	円 42,000	円 52,600	円 104,200			入場料等が1,000円以下のとき		円 14,000	円 28,000	円 35,000	円 70,000
		入場料等が1,000円を超えるとき		円 27,800	円 55,700	円 69,700	円 138,100			入場料等が1,000円を超えるとき		円 18,500	円 37,100	円 46,500	円 92,900

2 練習室・展示ホール等の使用料

時間区分 利用区分	午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～9 時30分	全 日 午前9時 ～午後9 時30分
練習室1号	円 660	円 1,320	円 1,980	円 3,960
練習室(2号、3号)各室とも	490	990	1,320	2,800
楽屋(1号、2号、3号、4号) 各室とも	490	490	490	1,480
展示ホール	1日につき 10,720円			
(略)				

備考 (略)

2 練習室・展示ホール等の使用料

時間区分 利用区分	午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～9 時30分	全 日 午前9時 ～午後9 時30分
練習室1号	円 440	円 880	円 1,320	円 2,640
練習室(2号、3号)各室とも	330	660	880	1,870
楽屋(1号、2号、3号、4号) 各室とも	330	330	330	990
展示ホール	1日につき 7,150円			
(略)				

備考 (略)

議案第220号参考資料

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>（旧田中家住宅の供用の休止）</u></p> <p><u>3 旧田中家住宅は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、供用を休止する。</u></p> <p><u>別表第2（第16条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 午前と午後にわたって利用する場合の中間時間の使用料は徴収しない。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>別表第2（第16条関係）</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 （略）</u></p>

議案第221号参考資料

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（名称及び位置） 第2条 （略）</p> <p>（委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>図書館の管理</u>に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>（名称及び位置） 第2条 （略） 2 <u>図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">川口市立中央図書館芝園分室</td> <td style="text-align: center;">川口市芝園町3番17号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（委任） 第8条 この条例の<u>施行</u> _____ に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	名 称	位 置	川口市立中央図書館芝園分室	川口市芝園町3番17号
名 称	位 置				
川口市立中央図書館芝園分室	川口市芝園町3番17号				

議案第222号参考資料

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（平成17年条例第75号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行																																																																										
<p>（利用の手続）</p> <p>第9条 プレゼンテーションスタジオ等を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p>1 平日における利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前10時30分～午後0時30分</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時30分～午後5時30分</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレゼンテーションスタジオ</td> <td>1,570円</td> <td>3,140円</td> <td>3,140円</td> <td>4,710円</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーションスタジオ</td> <td>1,170円</td> <td>2,350円</td> <td>2,350円</td> <td>3,920円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルームA</td> <td>780円</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルームB</td> <td>780円</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>多目的スタジオA</td> <td>540円</td> <td>1,080円</td> <td>1,080円</td> <td>2,190円</td> </tr> <tr> <td>多目的スタジオB</td> <td>330円</td> <td>640円</td> <td>640円</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休日等における利用料金</p>					区分	午前10時30分～午後0時30分	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時	プレゼンテーションスタジオ	1,570円	3,140円	3,140円	4,710円	コミュニケーションスタジオ	1,170円	2,350円	2,350円	3,920円	ミーティングルームA	780円	1,570円	1,570円	3,140円	ミーティングルームB	780円	1,570円	1,570円	3,140円	多目的スタジオA	540円	1,080円	1,080円	2,190円	多目的スタジオB	330円	640円	640円	1,080円	<p>（利用の手続）</p> <p>第9条 プレゼンテーションスタジオ等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p>1 平日における利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前10時30分～午後0時30分</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時30分～午後5時30分</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレゼンテーションスタジオ</td> <td>1,040円</td> <td>2,090円</td> <td>2,090円</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーションスタジオ</td> <td>780円</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,610円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルームA</td> <td>520円</td> <td>1,040円</td> <td>1,040円</td> <td>2,090円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルームB</td> <td>520円</td> <td>1,040円</td> <td>1,040円</td> <td>2,090円</td> </tr> <tr> <td>多目的スタジオA</td> <td>360円</td> <td>720円</td> <td>720円</td> <td>1,460円</td> </tr> <tr> <td>多目的スタジオB</td> <td>220円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休日等における利用料金</p>					区分	午前10時30分～午後0時30分	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時	プレゼンテーションスタジオ	1,040円	2,090円	2,090円	3,140円	コミュニケーションスタジオ	780円	1,570円	1,570円	2,610円	ミーティングルームA	520円	1,040円	1,040円	2,090円	ミーティングルームB	520円	1,040円	1,040円	2,090円	多目的スタジオA	360円	720円	720円	1,460円	多目的スタジオB	220円	420円	420円	720円
区分	午前10時30分～午後0時30分	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時																																																																											
プレゼンテーションスタジオ	1,570円	3,140円	3,140円	4,710円																																																																											
コミュニケーションスタジオ	1,170円	2,350円	2,350円	3,920円																																																																											
ミーティングルームA	780円	1,570円	1,570円	3,140円																																																																											
ミーティングルームB	780円	1,570円	1,570円	3,140円																																																																											
多目的スタジオA	540円	1,080円	1,080円	2,190円																																																																											
多目的スタジオB	330円	640円	640円	1,080円																																																																											
区分	午前10時30分～午後0時30分	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時																																																																											
プレゼンテーションスタジオ	1,040円	2,090円	2,090円	3,140円																																																																											
コミュニケーションスタジオ	780円	1,570円	1,570円	2,610円																																																																											
ミーティングルームA	520円	1,040円	1,040円	2,090円																																																																											
ミーティングルームB	520円	1,040円	1,040円	2,090円																																																																											
多目的スタジオA	360円	720円	720円	1,460円																																																																											
多目的スタジオB	220円	420円	420円	720円																																																																											

区分	午前9時30分～午後0時	午後0時30分～午後3時	午後3時30分～午後6時
プレゼンテーションスタジオ	3,140円	4,710円	4,710円
コミュニケーションスタジオ	2,350	3,140	3,920
ミーティングルームA	1,570	2,350	3,140
ミーティングルームB	1,570	2,350	3,140
多目的スタジオA	1,080	1,640	2,190
多目的スタジオB	540	1,080	1,640

区分	午前9時30分～午後0時	午後0時30分～午後3時	午後3時30分～午後6時
プレゼンテーションスタジオ	2,090円	3,140円	3,140円
コミュニケーションスタジオ	1,570	2,090	2,610
ミーティングルームA	1,040	1,570	2,090
ミーティングルームB	1,040	1,570	2,090
多目的スタジオA	720	1,090	1,460
多目的スタジオB	360	720	1,090

議案第223号参考資料

川口市立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立科学館設置及び管理条例（平成14年条例第56号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
利用区分	入場料		年間入場券	利用区分	入場料		年間入場券
	個 人	団体（20人以上）	個 人		個 人	団体（20人以上）	個 人
一 般	<u>300円</u>	<u>1人につき 240円</u>	<u>1,200円</u>	一 般	<u>210円</u>	<u>1人につき 160円</u>	<u>830円</u>
中 学 生 小 学 生	<u>150円</u>	<u>1人につき 120円</u>	<u>600円</u>	中 学 生 小 学 生	<u>100円</u>	<u>1人につき 80円</u>	<u>410円</u>
備考（略）				備考（略）			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
利 用 区 分	観覧料		年間観覧券	利 用 区 分	観覧料		年間観覧券
	個 人	団体（20人以上）	個 人		個 人	団体（20人以上）	個 人
一 般	<u>500円</u>	<u>1人につき 400円</u>	<u>2,000円</u>	一 般	<u>410円</u>	<u>1人につき 330円</u>	<u>1,670円</u>
中 学 生 小 学 生 小学校就学前の者	<u>250円</u>	<u>1人につき 200円</u>	<u>1,000円</u>	中 学 生 小 学 生 小学校就学前の者	<u>210円</u>	<u>1人につき 160円</u>	<u>830円</u>
備考（略）				備考（略）			

議案第224号参考資料

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																																																		
<p>別表第3（第15条関係）</p> <p><u>1 運動施設</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 トレーニングルームにおいて、回数券により利用する場合の使用料は12枚につき一般<u>4,900円</u>、生徒1,600円とし、定期券により利用する場合の使用料は1月につき一般<u>4,900円</u>、生徒1,600円とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>2 附帯施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>330</u></td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;"><u>820</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>330</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p>	種別	単位			金額	（略）					集会室	2時間につき			<u>330</u>	浴室	〃			<u>820</u>	健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）	個人	一般	1回につき	<u>330</u>	（略）			（略）					<p>別表第3（第15条関係）</p> <p><u>1 運動施設</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 トレーニングルームにおいて、回数券により利用する場合の使用料は12枚につき一般<u>3,300円</u>、生徒1,600円とし、定期券により利用する場合の使用料は1月につき一般<u>3,300円</u>、生徒1,600円とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>2 附帯施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>220</u></td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;"><u>550</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>220</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p>	種別	単位			金額	（略）					集会室	2時間につき			<u>220</u>	浴室	〃			<u>550</u>	健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）	個人	一般	1回につき	<u>220</u>	（略）			（略）				
種別	単位			金額																																																															
（略）																																																																			
集会室	2時間につき			<u>330</u>																																																															
浴室	〃			<u>820</u>																																																															
健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）	個人	一般	1回につき	<u>330</u>																																																															
		（略）																																																																	
（略）																																																																			
種別	単位			金額																																																															
（略）																																																																			
集会室	2時間につき			<u>220</u>																																																															
浴室	〃			<u>550</u>																																																															
健康浴室（東スポーツセンター及び西スポーツセンターの運動施設利用者に限る。）	個人	一般	1回につき	<u>220</u>																																																															
		（略）																																																																	
（略）																																																																			

議案第225号参考資料

川口市産業労働施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市産業労働施設設置及び管理条例（平成30年条例第82号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
別表（第14条関係）							別表（第14条関係）						
時間区分 利用区分	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時	時間区分 利用区分	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
会議室1	<u>240</u> 円	<u>240</u> 円	<u>490</u> 円	<u>490</u> 円	<u>730</u> 円	<u>730</u> 円	会議室1	<u>160</u> 円	<u>160</u> 円	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	<u>490</u> 円	<u>490</u> 円
会議室2	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	会議室2	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
会議室3	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	会議室3	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>330</u>	<u>330</u>

議案第226号参考資料

川口緑化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口緑化センター設置及び管理条例（平成8年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別表（第16条関係）					別表（第16条関係）				
時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10時	全 日 午前9時～午後 10時	時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10時	全 日 午前9時～午後 10時
会議室1	<u>1, 980</u> 円	<u>2, 640</u> 円	<u>2, 640</u> 円	<u>6, 170</u> 円	会議室1	<u>1, 320</u> 円	<u>1, 760</u> 円	<u>1, 760</u> 円	<u>4, 110</u> 円
会議室2	<u>1, 980</u>	<u>2, 640</u>	<u>2, 640</u>	<u>6, 170</u>	会議室2	<u>1, 320</u>	<u>1, 760</u>	<u>1, 760</u>	<u>4, 110</u>
会議室3	<u>2, 970</u>	<u>3, 960</u>	<u>3, 960</u>	<u>9, 250</u>	会議室3	<u>1, 980</u>	<u>2, 640</u>	<u>2, 640</u>	<u>6, 170</u>
会議室1及び2	<u>3, 960</u>	<u>5, 280</u>	<u>5, 280</u>	<u>12, 300</u>	会議室1及び2	<u>2, 640</u>	<u>3, 520</u>	<u>3, 520</u>	<u>8, 220</u>
会議室2及び3	<u>4, 950</u>	<u>6, 600</u>	<u>6, 600</u>	<u>15, 400</u>	会議室2及び3	<u>3, 300</u>	<u>4, 400</u>	<u>4, 400</u>	<u>10, 280</u>
会議室1、2及 び3	<u>6, 930</u>	<u>9, 240</u>	<u>9, 240</u>	<u>21, 500</u>	会議室1、2及 び3	<u>4, 620</u>	<u>6, 160</u>	<u>6, 160</u>	<u>14, 300</u>
会議室4	<u>3, 460</u>	<u>4, 620</u>	<u>4, 620</u>	<u>10, 790</u>	会議室4	<u>2, 310</u>	<u>3, 080</u>	<u>3, 080</u>	<u>7, 190</u>
日本間	<u>1, 980</u>	<u>2, 640</u>	<u>2, 640</u>	<u>6, 170</u>	日本間	<u>1, 320</u>	<u>1, 760</u>	<u>1, 760</u>	<u>4, 110</u>
広場	＝	＝	＝	<u>33, 000</u>	広場	＝	＝	＝	<u>22, 000</u>
備考（略）					備考（略）				

議案第228号参考資料

川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例（平成18年条例第39号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																						
<p>（名称及び位置） 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">川口市川口駅東口公共広場</td> <td style="text-align: center;">川口市川口1丁目701番1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">時間区分 利用区分</th> <th style="width: 20%;">午前（午前9時～正午）</th> <th style="width: 20%;">午後（午後1時～午後5時）</th> <th style="width: 20%;">夜間（午後6時～午後9時）</th> <th style="width: 30%;">延長利用（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;"><u>19,100</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>25,400</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>19,100</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>6,360</u>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休日等</td> <td style="text-align: center;"><u>22,900</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>30,500</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>22,900</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>7,640</u>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	名 称	位 置	川口市川口駅東口公共広場	川口市川口1丁目701番1	時間区分 利用区分	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時～午後5時）	夜間（午後6時～午後9時）	延長利用（1時間につき）	平日	<u>19,100</u> 円	<u>25,400</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>6,360</u> 円	休日等	<u>22,900</u> 円	<u>30,500</u> 円	<u>22,900</u> 円	<u>7,640</u> 円	<p>（名称及び位置） 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">川口市川口駅東口公共広場</td> <td style="text-align: center;">川口市川口1丁目701番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">時間区分 利用区分</th> <th style="width: 20%;">午前（午前9時～正午）</th> <th style="width: 20%;">午後（午後1時～午後5時）</th> <th style="width: 20%;">夜間（午後6時～午後9時）</th> <th style="width: 30%;">延長利用（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;"><u>14,300</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>19,100</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>14,300</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>4,770</u>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休日等</td> <td style="text-align: center;"><u>17,100</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>22,900</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>17,100</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>5,720</u>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	名 称	位 置	川口市川口駅東口公共広場	川口市川口1丁目701番地	時間区分 利用区分	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時～午後5時）	夜間（午後6時～午後9時）	延長利用（1時間につき）	平日	<u>14,300</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>14,300</u> 円	<u>4,770</u> 円	休日等	<u>17,100</u> 円	<u>22,900</u> 円	<u>17,100</u> 円	<u>5,720</u> 円
名 称	位 置																																						
川口市川口駅東口公共広場	川口市川口1丁目701番1																																						
時間区分 利用区分	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時～午後5時）	夜間（午後6時～午後9時）	延長利用（1時間につき）																																			
平日	<u>19,100</u> 円	<u>25,400</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>6,360</u> 円																																			
休日等	<u>22,900</u> 円	<u>30,500</u> 円	<u>22,900</u> 円	<u>7,640</u> 円																																			
名 称	位 置																																						
川口市川口駅東口公共広場	川口市川口1丁目701番地																																						
時間区分 利用区分	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時～午後5時）	夜間（午後6時～午後9時）	延長利用（1時間につき）																																			
平日	<u>14,300</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>14,300</u> 円	<u>4,770</u> 円																																			
休日等	<u>17,100</u> 円	<u>22,900</u> 円	<u>17,100</u> 円	<u>5,720</u> 円																																			

議案第229号参考資料

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（消防署の名称、位置及び管轄区域） 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			（消防署の名称、位置及び管轄区域） 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
川口市南 消防署	川口市西川口 <u>3丁目18番</u> <u>1号</u>	（略）	川口市南 消防署	川口市本町2 <u>丁目4番39</u> <u>号</u>	（略）
（略）			（略）		